

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 大谷石、瓦の処理

今月号から、協会に寄せられる様々な相談の一部を紹介する新コーナーを開設しました。今月号の相談は、産業廃棄物、一般廃棄物の収集運搬業の許可を取得している方で、依頼主からは、相続した土地をきれいに片づけて欲しいというものです。

依頼された土地には、大谷石や瓦が4tトラック4台ほどあるそうで、依頼主の話では20年位前に解体した蔵の廃材だそうです。父親は大谷石や瓦をまた使用するつもりで取っておいたそうです。なお、割れた大谷石や割れた瓦もあります。

大谷石や瓦は産廃なのかどうか、どう処理したら良いか相談があったものです。

《協会からの助言！》

まず、割れていない大谷石や瓦は廃棄物なのか、ということになりますが、大谷石や瓦を欲しいという人がいれば、有価物として売却しても問題はありません。（現在でも大谷石や瓦は有価物として流通しています。）

次に、割れてしまった大谷石や瓦はどうか、世間一般では廃棄物になります。では、この場合、一般廃棄物か産業廃棄物かということになりますが、解体したときに割れたものと想定すると、大谷石は産業廃棄物のがれき、瓦はガラス陶磁器くずに該当します。

次に、破損していない大谷石や瓦については、買い手がつかなければ処理するということになり、廃棄物として処理することになります。ここで、厳密に言えばいつ不要になったのかが問題になります。生前父親が再利用を目的に保存しており、現在でも大谷石や瓦が有価物として流通していることを考えると、解体した時点では廃棄物ではないと思われ、父親が亡くなり相続した時点で不要になったと解すべきではないかと思われ、一般廃棄物ということになります。

したがって、まずは、市町村に行き、事情を説明し、どう処理するか相談すべきと思われれます。

しかしながら、今回のケースは割れた瓦などの産業廃棄物も存在するため、市町村に産業廃棄物と合わせて処理することを了解してもらい、産業廃棄物として処理することも現実的な方法の一つではないかと思えます。この場合、産業廃棄物の処理を所管する県の事務所にも事情を説明し、了解を得てから処理することをお勧めします。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。